

## 平成 30 年度 舞岡高等学校 不祥事ゼロプログラム

舞岡高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 実施責任者

舞岡高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

### 2 目標及び行動計画（グループ名は推進担当）

#### (1) 法令順守意識の向上【活動連携 G】

##### ア 目標

教育公務員として、常に高度な行為規範を意識し、倫理意識の向上に努め、校務外非行を根絶する

##### イ 行動計画

- ①県からの資料や新聞等を活用し、これまでに発生した不祥事の事例を踏まえながら、様々な機会を捉えて、職員全体に注意喚起を促し、職場全体の意識向上を図る。
- ②平成 30 年 11 月に全職員を対象とした法令遵守、服務規律保持に関する事故不祥事防止研修会を実施する。

#### (2) わいせつ、セクハラ行為【キャリア支援 G】

##### ア 目標

モラル意識を高めると同時に、携帯電話や電子メール等の不適切な使用を防止し、セクハラ、わいせつに係る不祥事の根絶を図る。

##### イ 行動計画

- ①不祥事防止研修を実施し、スクール・セクハラは重大な人権侵害にあたる行為であるという意識を高めるとともに、日頃から自らの言動や行動に注意する態度を身につけ、人権感覚を磨く。
- ②教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような組織づくりを行うとともに、どんなことでも相談できる風通しの良い職場づくりに努める。
- ③メール等個人情報管理に対する県規定（保護者通知・登録等）を遵守する。
- ④平成30年 5 月に全教職員を対象としたわいせつ、セクハラ行為防止に関する事故不祥事防止研修会を実施する。

#### (3) 体罰、不適切指導【指導支援 G】

##### ア 目標

体罰は子どもの人権や子どもと教職員との信頼関係を根底から崩すものであるという意識を職場全体に浸透させ、体罰や不適切な指導の根絶を目指す。

##### イ 行動計画

- ①職員啓発資料や体罰防止ガイドライン等を活用し、不祥事防止研修を実施し、体罰や不適切な指導が生徒の人権に係る重大な問題であるという意識を職場全体に浸透させる。
- ②平成 30 年 10 月に所属職員全員を対象にした体罰、不適切指導防止に関する事故不祥事防止研修会を実施する。
- ③教育相談コーディネーター及びスクールカウンセラーとの連携を強化し、相談窓口を設けることにより生徒がどんなことでも気軽に相談できる相談体制を推進する。

#### (4) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成・取り扱いに係る事故防止

##### 【学習支援 G、キャリア支援 G、広報・情報管理 G】

##### ア 目標

成績処理、通知表、調査書等作成及び入学者選抜に係る事故防止のために組織多岐な

確認作業の徹底を図る。

イ 行動計画

- ①成績処理期間の前に、点検マニュアルや作業マニュアル等に基づいた作業手順や注意点について徹底を図る。
- ②平成 30 年 6 月に 1 学期の評価を前に成績処理に関する事故不祥事防止研修会を実施する。
- ③平成 30 年 7 月に指定校推薦等の校内選考や調査書作成に係る作業手順や注意点について共通理解を図る事故不祥事防止研修会を実施する。
- ④平成 31 年 1 月に全教職員を対象とした入学者選抜に係る事故不祥事防止研修会を実施し、採点誤り等の事故防止を徹底する。

(5) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策【広報・情報管理 G】

ア 目標

個人情報保護及び情報セキュリティへの理解を深め、組織的な確認作業により、個人情報保護や情報管理に係る事故の未然防止を図る。

イ 行動計画

- ①メール等個人情報管理に対する県規定（保護者通知・登録等）を遵守する。
- ②平成 30 年 4 月及び 9 月に事故不祥事防止研修を実施し、情報管理について意識向上を図るとともに、適切な運用を徹底する。

(6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守【指導支援 G】

ア 目標

交通安全への意識を高め、交通事故、酒酔い・酒気帯び運転等の未然防止を図る。

イ 行動計画

平成 30 年 12 月に職員啓発資料等を活用して、事故不祥事防止研修を実施することにより、職員全体の意識向上を図る。

(7) 会計業務等の適正執行【学校管理 G】

ア 目標

「私費会計マニュアル」を再確認し、公正な予算編成と適正な執行に努める。

イ 行動計画

- ①平成 30 年 4 月に私費会計取り扱いに関する事故不祥事防止研修会を実施する。
- ②特に会計担当者については、適時管理職と会計取扱いの確認を行う。

3 検証

(1) 中間検証

2 に規定する行動計画について、平成 30 年 10 月に実施状況を確認し、実施について評価を行う。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

(2) 最終検証

2 に規定する行動計画について、平成 31 年 3 月に実施状況を確認し、全職員が各目標達成について最終の評価を行う。その結果を検証し、平成 31 年度の深沢高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3 (2) の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、教育局行政課に送付する。

5 事務局

企画会議（副校長主管）が中心となり、職員全体でこれを行う。

6 不祥事プログラムの公表

策定されたゼロプログラム及び検証結果については学校ホームページ上で公表するものとする。